

## 政策・総務・財政委員会行政視察概要

1 視察月日 令和元年10月29日（火）～10月31日（木）

2 視察先及び視察事項

（1）福岡県

宿泊税について

（2）福岡eスポーツ協会

eスポーツによる地域活性化等について

（3）福岡県福岡市

SRPオープンイノベーションラボについて

（4）鹿児島県鹿児島市

降灰対策について

3 視察委員

委員長 山下 正人（自民党）

副委員長 花上 喜代志（立国フ）

同 齋藤 真二（公明党）

委員 大桑 正貴（自民党）

同 佐藤 祐文（自民党）

同 長谷川 琢磨（自民党）

同 遊佐 大輔（自民党）

同 高橋 正治（公明党）

同 荒木 由美子（共産党）

同 井上 さくら（井上さ）

## 視察概要

1 視察先  
福岡県

2 視察月日  
10月29日（火）

3 対応者  
議会事務局議事課企画監 （受け入れ挨拶）  
総務部税務課長 （説明）  
商工部観光局観光政策課副理事 （説明）

## 4 視察内容

宿泊税について

### ア 宿泊税制度の概要

令和元年7月12日、福岡県宿泊税条例が県議会において可決・成立し、令和2年4月1日の施行に向け、導入準備を進めているところである。

#### （ア）納税義務者

- 福岡県内に所在する次の事業に係る施設への宿泊者
- ・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業等）
  - ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）
  - ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）

#### （イ）税率

宿泊者1人1泊につき、200円

#### 【北九州市内、福岡市内の特例】

北九州市内、福岡市内の宿泊施設については、宿泊者1人1泊につき50円となり、両市が一括して徴収を行う。

#### ○北九州市内の税率

県税：50円、北九州市税：150円

#### ○福岡市内の税率

宿泊料金（2万円未満） 県税：50円、福岡市税：150円

（2万円以上） 県税：50円、福岡市税：450円

※市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は、宿泊者1人1泊につき100円。

(ウ) 徴収方法及び特別徴収義務者

特別徴収義務者（旅館業、認定事業（特区民泊）、住宅民泊事業（新法民泊）の経営者）は、宿泊者から税を受け取り、原則として、毎月、県に申告納入してもらう。

(エ) 税収見込み額

約15億円（平年度ベース）

イ 税収の用途について

税収は本県の観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てることとし、次の用途を想定している。

(ア) 県が主体的に行う施策

広域的な観点からの観光振興施策、観光地づくりの核となる組織体制の強化を進める。

(イ) 市町村への財政的支援

市町村（宿泊税を課す市町村を除く）が創意工夫を凝らして観光施策を実施できる交付金を交付する。

ウ 質疑概要

Q 福岡県、福岡市、北九州市のそれぞれの税収見込みはどうか。

A 福岡県は15.2億円、福岡市は18.2億円、北九州市は3億円で見込んでいる。

Q 宿泊数の見込みはどうか。

A 財源検討会議を行ったのが平成30年度で、その年度の宿泊数は約1700万人泊だった。条例施行の令和2年までそのままふえ続けると見込み、約1800万人泊と見込んでいる。なお、福岡市は約1200万人泊、北九州市は約200万人泊で見込んでいる。

Q 宿泊税の必要性と目的は何か。

A 国でも地方創生の切り札として観光を打ち出していて、県としても新たな観光施策を行っていく必要があり、平成28年10月に議員提案条例で観光振興条例を策定した。この条例の中に、観光振興財源を確保していくために、新たな税制度を含めた検討をするようにという規定がある。この規定を踏まえて、観光振興を目的とした財源を確保するためにどのような手法があるのかという検討を行い、宿泊税という結論に至った。なお、宿泊税条例とともに基金条例も策定し、宿泊税による税収の用途については、観光振興の目的及び観光振興をするための市町村への交付金事業にの

み使用するという縛りをかけている。

Q 観光への予算はどれぐらいか。

A 観光局の予算は約6.5億円であるが、県とは別に観光を振興していく観光連盟への補助金や、九州観光推進機構への負担金等で約3億円弱を支出している。残りの約3.5億円で具体的な事業を行っているところである。ただし、観光振興は観光局だけで行うものではないため、県全体で見ると観光予算は約20億円である。

Q 今回の税収はどのように活用していく予定か。

A インバウンドへの受け入れ対応ができていない部分もあるため、この改善に活用していく。また、県全体で見たときに新たな観光エリアを創出していく必要があることから、この施策にも活用していく。

Q 宿泊税を課すことにより来客が抑制されるとは考えていないか。

A 200円という金額では、そこまでの来客抑制にはならないと考えている。

Q 簡易宿泊所の宿泊者は連泊される方も多いが、その方たちの負担はどう考えているか。

A 基本的には、一律平等にやっていると決めている。

Q 同意に向けた国との調整はスムーズに進んだか。

A 他の自治体でも宿泊税は導入されているため、税の目的部分については、特に難航したということはない。ただ、県と市の役割分担はしっかりと協議するようという助言はされた。

Q 税対象のホテルの表記はどうしているのか

A 基本的に県内の宿泊施設に関係するもののため、特に表示はしていない。一方、県で作成した税制度周知のためのポスターを貼ってもらったり、チラシやパンフレットを置いてもらったりしている。

Q 旅館業者等からの宿泊税の受け取りは県への申告納入としているが、違反者への罰則規定はどうか。

A 条例第11条で、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と規定している。

Q 福岡市と北九州市で協議のタイミングが異なる理由は何か。

A 福岡市と県は同じタイミングで検討を行っていたが、北九州市は、まだこの段階では検討が行われていなかったためである。

Q 広域DMOに出している予算はどれぐらいか。

A 約7500万円である。

Q 観光施策としては二次交通施策が重要になってくると思うが、九州全体で連携していくということはあるか。

A レンタカーを九州全体で連携していこうとしているが、それ以上の具体案はまだ出てきていない。



(会議室で説明聴取及び質疑)



(会議室で説明聴取及び質疑)

## 視察概要

### 1 視察先

福岡 e スポーツ協会

### 2 視察月日

10月30日（水）

### 3 対応者

会長

（説明）

福岡地域戦略推進協議会観光部会ディレクター

（説明）

### 4 視察内容

e スポーツによる地域活性化等について

ア e スポーツとは

e l e c t r o n i c s p o r t s の略であり、パソコン、家庭用ゲーム機、スマートフォン、アーケードゲーム等、デジタル技術が用いられたデジタルゲームによる競技である。時間、場所、性別、気候等に関係なく参加でき、障害の有無によって分けられることのないスポーツとして注目されている。ゲームそのものの攻略法、心理戦、情報戦が必要であり、高度な戦略・戦術を構築するためのチームワークも必要とされている。

イ 福岡 e スポーツ協会の理念

ゲームを愛する人たちが、笑顔で生き生きと活動できる環境をつくり、e スポーツがスポーツとして認知されるよう普及・啓発していくこと。また、e スポーツを通じて、さまざまな立場の人の交流や心身の健全な発達を促し、スポーツ文化の発展に寄与していくことである。スポーツの語源は、もともとリフレッシュをするという意味がある。昔の人はデジタルデバイスがなかったので、リフレッシュする手段として、肉体を使ったスポーツを行っていた。e スポーツは体を動かさないからスポーツではないと言われることがあるが、体を動かすこともリフレッシュをするというスポーツの一つのあり方であるが、e スポーツもデジタルデバイスを用いてリフレッシュし、楽しむというスポーツの一つのあり方である。

ウ e スポーツを取り巻く現状

世界の市場では、2017年には700億円、2018年には970億円と成

長基調にあり、2022年には市場規模が3300億円に到達する見込みである。競技人口も計測できる範囲で1.3億人であるが、実際は5億～6億人と言われており、最も世界で競技されているスポーツであると言われてしている。日本国内においても、市場規模が拡大され、ゲーム業界に限らず多様な業種が勝機を伺っている。例えば、吉本興業は、芸人をプロゲーマーにし、eスポーツという新たなコンテンツにより劇場の来場者数をふやしていこうとしていたり、寝具メーカーの西川は、集中力が最も高くなる睡眠のサイクルを研究し、eスポーツの選手にコンサルタントしていたり、横浜F・マリノスもサッカーの試合の観戦者をふやすために、eスポーツに参入してきている。このように単純にゲームの大会をするだけでなく、付加価値をベースに集客するという取り組みが、さまざまな産業界で始まっている。また、配信ビジネスの観点から、eスポーツは、インターネットで視聴する方が多く、再来年には約6億人が観戦するだろうと言われてしている。その大半がアジアであり、中国、韓国、日本、東南アジアの方が視聴している。なお、スポーツ興業には、グッズ、チケット販売と放映権があるが、eスポーツはまだ、スポンサーでしか成り立っておらず、ビジネスとしては非常に未成熟である。現在は、eスポーツが好きな人に向けた施策しかなく、なかなか理解されていないのが現状である。反対派や無関心層に訴求してくる施策が必要である。

#### エ 日本国内での動き

2018年2月には、複数あったeスポーツ団体を統合し、プロライセンスの発行や大会の認定等を通じてeスポーツの普及と選手の育成を行う、日本eスポーツ連合が誕生した。また、2019年茨城国体の文化プログラムの種目としてもeスポーツが採択され、「ぷよぷよeスポーツ」、「ウイニングイレブン2020」、「グランツーリスモスポーツ」のタイトルがプレイされた。

#### オ 全九州対抗eスポーツ大会

九州には多くのeスポーツ団体が存在するが、発足から間もないこともあり、選手が少ない団体も多く、大会開催が十分でないという課題を抱えている。そのような課題を解決する地域密着型eスポーツ大会として、九州の各団体を取りまとめ、大会運営を行うことで、eスポーツの普及、さらなる発展を目指す。

## カ E V O J a p a n 2019

### (ア) E V Oとは

ラスベガスで行われている、20年の歴史がある世界最高峰の格闘ゲームの祭典である。2018年に東京で開催され、2019年には福岡に誘致し開催することができた。

### (イ) 開催概要

#### 【会期】

2019年2月15日（金）～17日（日）

#### 【会場】

福岡国際センター

#### 【コンテンツ】

- ・メイントーナメント 6タイトル（賞金総額1千万円）
- ・サイドイベント
- ・ブース出展

#### 【主催】

E V O J a p a n 2019実行委員会

#### 【協力】

福岡市、福岡地域戦略推進協議会（F D C）

### (ウ) 開催に向けて取り組んだこと

- 選手、観客を受け入れる仕掛けづくり  
輸送、宿泊、食事等、快適さの提供
- 開催地としての盛り上がりの仕掛けづくり  
商店街や観光地等、E V Oにかかわる人と地元の交流からeスポーツを受け入れるまちとしてのブランディング
- eスポーツへの理解につながる仕掛けづくり  
学校や行政等、今後協力が必要な機関が知るきっかけをつくり、eスポーツを推進する土壌を強化

### (エ) 具体的な取り組み内容

出場選手のおもてなしの一環として、福岡地域戦略推進協議会の会員である大原学園福岡校と麻生塾に協力をいただき、学校の校舎にゲーム機器を備え練習会場として開設し、福岡入りした選手に本番に向けた最終調整をしてもらうとともに、国境を越えたゲーマーの交流の場を提供した。出場選手からは、練習場所が確保できたことや、他の出場選手と練習できたことで好評をいただいた。協力いただいた大原学園福岡校と麻生塾からは、海外の選



手と学生が交流できたことで好評をいただいた。また、福岡市内のベンチャー企業に協力をいただいてアプリを改修し、練習会場等をT w i t t e rで発信した。そのほかにも、サイドイベントとして、ビジネス面での可能性等、eスポーツへの理解を深めてもらうために、さまざまな産業界の方が議論できる「e - S p o r t s m e e t u p i n F U K U O K A V o l . 1」を開催する等、さまざまな取り組みを行った。

#### キ 質疑概要

Q ソフトの細分化はどれぐらいされているのか。

A 世界的なタイトルも含めると、数百から数千タイトルに及ぶと言われている。プロプレイヤーも、そのソフトがいつまで続くかわからないので、一つのソフトだけでなく、複数のソフトをプレイしている。

Q 公式に定められているタイトルはあるのか。

A 日本eスポーツ連合が定めているのは、9つのタイトルである。ただし、世界的な標準でもなく、世界でこのタイトルをプレイすると決められているわけではない。2022年のアジア競技大会で正式採用されるタイトルが、世界の主流になっていくのだろうと言われているが、まだこれも定まっていない状況である。これが正にeスポーツだと言えるタイトルの覇権を争っているのが現状である。

Q 対戦に関してハンデ等は設けているのか。

A 課金等による付加価値は外し、レベルを統一して同一条件で行っている。

Q ゲームを製作したゲームメーカーが主催すると、スポンサーがつきづらいのではないか。

A スポンサーは集めにくい。ゲームメーカーが大会を主催することは景品表示法の問題で厳しい状況である。これは、ゲームメーカーが賞金を出すと、景品とみなされて10万円までしか出すことができなくなってしまうのである。一方、ゲームメーカーが主催しないと、そのゲームの許諾が必要になってきたり、さまざまな利権が関係してくるなど難しい状況でもある。

Q シニア世代向けのeスポーツはどうか。

A 囲碁や将棋等がある。簡単な通信でできるため、オンライン対戦に向いていると言われている。

Q 依存症対策として、現実でプレイヤーがつながることが重要であると考えているがどうか。

A その通りである。通信環境等が発達しても、プレイヤー同士が現実で交流する場として、必ずオフライン大会を行っている。これをやらないと、家で一人でプレイするだけとなり、とても無機質なものになってしまうため、スポーツではないと考えている。

Q 競技が固定化されるまでに、どれぐらいかかると考えているか。

A 個人的な見解ではあるが、ゲームメーカーで固定化することはできないので、大会ごとに毎回発表されるのではないかと考えている。

Q 行政が協力した要因はどう考えているか。

A E V O J a p a n 誘致による M I C E の経済効果だと考えている。交流人口の増加や新しい M I C E のあり方を提示したことで、御理解いただき協力してもらえたと考えている。



(会議室で説明聴取及び質疑)



(会議室で説明聴取及び質疑)

## 視察概要

### 1 視察先

福岡県福岡市

### 2 視察月日

10月30日（水）

### 3 対応者

I S I T 事業支援部長 （受け入れ挨拶及び説明）

O I L イノベーション・アーキテクト （説明）

### 4 視察内容

S R P オープンイノベーションラボについて

#### ア 概要

（公財）九州先端科学技術研究所（I S I T）と（株）福岡ソフトリサーチパークが、平成30年に共同で設置し、運営を始めた施設である。A I ・ I o T や A R ・ V R 等の最新技術の体験、各技術の相談や、技術者とビジネスパーソンの交流の場を提供し、オープンイノベーションの後押しや技術者育成、地域への貢献を目指し、さまざまな活動を進めている。若手社員教育を目的にショールーム体験を希望される民間企業や、オープンイノベーションの取り組みを参考にされる自治体、その他の団体による視察等、国内外から多くの方々が来訪している。

#### イ 定期セミナーの開催

平成30年10月末までに27回開催し、参加者は延べ230名を超えた。A I ・ I o T や A R ・ V R 等に関する最新の技術動向を講義形式で伝えるもの、ハンズオン形式で手を動かして技術習得を支援するもの等、毎回参加者の期待に沿えるよう工夫を凝らして企画している。

#### ウ 地域コミュニティーや事業者の有効活用

I T の力で地域課題を解決するシビックテック活動で I S I T も参加する「C o d e f o r F u k u o k a」が、当ラボを拠点に、アーバンデータチャレンジへの挑戦に向けて活動している。また、民間企業等が小学生向けプログラミング教室で活用したり、アイデア発想支援のセミナー・ワークショップで活用するなど、地域の事業者主催のイベント会場としても幅広く利用されている。

## エ 展示中のコンテンツ

### ○ A I

- ・顔認証 Field Analyst (NECソリューションイノベータ)
- ・音声感情解析 Empath (Empath)
- ・Deep Learning Tool Sony Neural Network Console (ソニーネットワークコミュニケーションズ)
- ・画像解析APIベンチマーク (ISIT)

### ○ I o T

- ・センサー各種センシング→LoRaWAN→可視化 (ISIT)

### ○ ビッグデータ/オープンデータ

- ・オープンデータカタログサイトご紹介 (BODIK/ISIT)
- ・オープンデータセンターご紹介 (BODIK/ISIT)

### ○ A R / V R

- ・Microsoft HoloLens 体験
- ・Lenovo Explorer with Motion Controller 体験 (VR HMD)

## オ 質疑概要

Q ショールームは誰でも利用できるのか。

A 利用規約に定めるとおり、原則、誰でも利用できる。利用可能時間は、平日の午前10時から午後5時30分までである。

Q 行政課題解決に向けたリクエスト等はあるのか。

A 技術的な質問はあるが、直接ラボや研究員にそのようなリクエスト等が来ることはほとんどない。

Q オープンデータの活用で苦労されたことはあるか。

A オープンデータをビジネスに活用したい企業は、個人情報も含めた生データが欲しいと考えているが、個人情報保護の観点から難しい。このジレンマを解決する方法が課題である。生のデータをそのまま出すのは認められないが、匿名化することにより、もう少し出せるデータもあると思うので、業界団体等が行政に働きかければ、現状よりよい状況になるのではないかと考えている。

Q 九州大学とも連携しているのか。

A 九州大学にも産学連携の窓口があり、そこを通じて教授とつながり共同研究等をすることもある。



(ラボで説明聴取及び質疑)



(ラボでICT技術の体験)

## 視察概要

### 1 視察先

鹿児島県鹿児島市

### 2 視察月日

10月31日（木）

### 3 対応者

副議長（挨拶）

道路維持課主査（説明）

生産流通課農業係長（説明）

### 4 視察内容

降灰対策について

#### ア 桜島の火山活動の状況

平成18年6月に昭和火口から新たな噴火が始まり、平成28年8月から平成29年2月にかけて、一時噴火活動が収まったものの、平成29年3月から活動を再開し、その後活動が継続中である。今年度の爆発回数は、9月現在で61回であるが、昨年同時期は210回であり、昨年度の約3分の1となっているが、昨日も空振があったように、10月だけで約40回発生しており、火山活動が活発になってきている。

#### イ 降灰に対する現在の主な取り組み

道路では、ロードスイーパーにより道路に堆積した降灰を吸い込む。

宅地では、各家庭で収集し、克灰袋に入れて指定の置き場所に出された降灰をトラックで集積所に集める。学校では、グラウンドスイーパーで校庭を、プールクリーナーでプールの灰を除去している。

#### ウ 降灰除去事業

本市では活動火山対策特別措置法第22条に基づき、昭和53年度より降灰除去事業を実施している。

##### （ア）道路降灰除去事業

道路の降灰除去については、市街地区・東桜島地区・西桜島地区の3地区で実施しており、このうち市街地区については92ブロックに分割し、作業を行っている。具体的には、気象台から発表される噴火情報や、毎日の天気予報で発表される風向き等により情報収集を行う。次に、職員の巡視による状況の把握を行い、降

灰除去区域を決定する。次に契約業者に作業区域と出動車両を指示し、除去作業を行う。最後に、集めた灰の収集量を計測し、土捨場に処分する流れである。

#### (イ) 宅地降灰除去事業

宅地（事業所を含む）内の降灰について、市が指定する宅地内降灰指定置場に搬出されたものについて、収集・運搬・処分を行っている。収集区域は、市街地区6ブロック、東桜島地区1ブロック、西桜島地区2ブロックの計9ブロックで実施している。市が福祉館や市役所本庁等で無料配布する克灰袋に宅地内等の降灰を入れてもらい、各町内会からの要望により設置している宅地降灰置場に運搬してもらっている。宅地降灰置場に出された灰は、委託業者が収集して、仮置場へ運搬される。

#### (ウ) 防災営農対策事業

桜島の火山活動が、昭和47年秋から特に活発化し、降灰等によって桜島周辺地域の農作物等に大きな被害を及ぼしたため、被害農業者の経営安定を図るべく、昭和48年から活動火山対策特別措置法に基づく、防災営農施設整備計画を策定し、国庫事業を活用して、防災営農対策を開始した。なお、平成18年度からは、三位一体の改革による県への税源移譲に伴い、県単独事業を主体に、各種国庫事業も活用しながら対策を講じている。

##### 【事業の目的】

桜島の火山活動に伴う降灰等による農作物への被害を防止・軽減するため、被覆施設や洗浄施設の整備等を行い、被害農家の経営安定と併せて、地域農業の健全な発展を図ることを目的としている。

##### 【対象となる地域】

県本土全域25市町（17市8町）

##### 【事業実施主体】

市町、農業協同組合、土地改良区又は農業者の組織する団体

##### 【実施している対策】

- ・降灰地域野菜・花き・果樹安定対策
- ・降灰地域茶安定対策
- ・降灰地域飼料作物確保対策



## エ 質疑概要

Q 収集した火山灰はどこに持っていくのか。

A 桜島地区に関しては、特別保護法により桜島に持っていくが、そのほかの地区については、処分場に持っていく。

Q 処分料はいくらぐらいか。

A 1立米で1700円である。

Q どのように処分されるのか。

A 降灰は土として扱われるため、埋め立て処理される。

Q 5センチメートル積もるとまちが麻痺すると聞いたがどうか。

A 5センチメートル積もると車はスピンして走れなくなってしまうため、一般車両は全く通行不可能となってしまう。

Q 路面清掃車は全て購入しているのか。

A 通常約1.5倍の額で、大型が4年間、小型が3年間のリース契約をしており、リース終了後は無償譲渡される契約になっている。

Q 降灰により道路が通行不可能となった場合の市民周知はどうしているか。

A 特別な周知はしていない。基本的に、鹿児島市民は、噴火があると、どのような状況が起きるかということが身に付いている。

Q 海中投棄はしていないのか。

A 現在のところは、全て処分場で埋め立て処理しているので、海中投棄はしていない。

Q 処分場は、まだ満杯になっていないか。

A まだ、余裕がある状況である。

Q 火山灰による下水道の詰まりなどの二次被害はあるのか。

A 道路の側溝に流れ込み、下水が流れにくくなることもあるが、今のところ、特段の二次被害は聞いていない。雨が降れば、側溝に積もった火山灰は流れて、河川に流れ込んでいく。

Q 火山灰は水を含むと固まるのか。

A 固まる性質はない。基本的には、泥になる。粒子が細かいので、水を含むと粘土のようになる。



(会議室で説明聴取及び質疑)



(会議室で説明聴取及び質疑)